

松田町観光施設オンラインシステム導入費補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行により変化した消費動向に対応し、利便性の向上による更なる観光振興を図るため、町内の観光施設の運営事業者におけるオンラインシステムの導入に対して松田町観光施設オンラインシステム導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1に掲げる施設において、次条に定める事業を実施する者とする。

2 前項に掲げる補助対象者は、次の条件をすべて満たすものとする。

(1) 別表1に掲げる施設の運営を補助金の交付の日から1年以上継続する意思のある者

(2) 町税等を滞納していないこと。

(3) 政治団体でないこと。

(4) 宗教上の組織又は団体でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、施設予約のオンライン化に伴うシステム導入事業及びキャッシュレス決済システムの導入事業とする。

2 前項に定める補助対象事業は、いずれも新たに実施するものとし、補助金の交付申請を行う日において、既に実施されている事業は、本補助金の対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費とし、次の条件をすべて満たすものとする。

(1) 補助金の交付決定後の契約及び発注により生じた経費であること。

(2) 契約内容や支払金額が確認できる経費であること。

(3) 他の補助制度を利用していない経費であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において次に定めるところにより交付する。

(1) 別表2に掲げる各経費区分を合計した額の2分の1の額とし、5万円を上限とする。

(2) 前号の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松田町観光施設オンラインシステム導入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 事業（変更）計画書（第2号様式）

(2) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定に基づき、松田町観光施設オンラインシステム導入費補助金交付決定通知書（第3号様式）又は松田町観光施設オンラインシステム導入費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更又は中止しようとするときは、松田町観光施設オンラインシステム導入費補助金変更（中止）承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

（1） 事業（変更）計画書（第2号様式）

（2） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、松田町観光施設オンラインシステム導入費補助金変更（中止）承認通知書（第6号様式）又は松田町観光施設オンラインシステム導入費補助金変更（中止）不承認通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助対象事業の状況報告）

第9条 町長は、補助対象事業の実施状況等の確認が必要なときは、交付決定者に対し、状況報告を随時求めることができる。

2 交付決定者は、前項に定める状況報告を求められたときは、速やかに報告書を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は令和5年1月31日のいずれか早い日までに松田町観光施設オンラインシステム導入費補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

（1） 事業実績書（第9号様式）

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第11条 交付決定の取消し、交付確定及び補助金の請求等については、規則の定めるところによる。

2 規則第12条第1項に定める請求の期日は、令和5年2月28日とする。

3 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して2年が経過するまでの間は、年度末及び町長が必要と認めるときに、オンラインシステムの利用実績及び施設の利用状況を記した報告書を町長に提出するものとする。

4 町長は、前項に定める報告書の提出があったときは、その内容を審査し、次のいずれかに該当するときは、既に交付している補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(3) その他、町長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに決定された補助金の交付に対する第11

条第 3 項及び第 4 項の適用については、要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表 1 (第 2 条 関 係)

施設	詳細
観光関連施設	町内で主に観光客の利用に供される土産物店、入浴施設、レジャー施設、スポーツ施設、鑑賞施設
宿泊施設	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項又は第 3 項の営業を行っている施設
住宅宿泊施設	住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条に定める届出が済んでいる住宅

別表 2 (第 4 条 関 係)

経費区分	内 訳
システム導入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ W E B 予約システムの初期登録料 ・ W E B 予約システムの月額利用料 ・ W E B 予約システムの初月利用手数料 ・ キャッシュレス決済システムの初期登録料 ・ キャッシュレス決済システムの月額利用料 ・ キャッシュレス決済システムの初月利用手数料
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ P C 機器の購入費 ・ キャッシュレス決済端末の購入費

	・ キャッシュレス決済端末の賃借料 (月額の場合は初月分のみ)
環境整備費	インターネット環境の整備に係る経費